

今後の検討事項と進め方について（案）

平成 26 年 4 月

新しいタイプの商標の保護の導入等に係る改正法案については、現在、国会で審議中であるが、仮に成立した場合には、公布から施行日までの期間が短い、地域団体商標の登録主体の拡充について早急に検討をする必要がある。

1. 経緯等

(1) 産業構造審議会知的財産部会¹の商標制度小委員会（以下「小委員会」という。）商標審査基準ワーキンググループ（以下「基準WG」という。）は、平成 24 年 5 月に設置され、これまで 3 回開催し、以下を実施してきた。

- ①国内外の地理的名称からなる商標についての審査基準の明確化
- ②今後の商標審査基準の整備・改正に関する検討事項についての合意

(2) 上記 (1) ②の今後の検討事項については、平成 25 年 2 月に開催された基準WG 第 3 回会合において、小委員会の報告書「新しいタイプの商標の保護等のための商標制度の在り方について」（以下「報告書」という。）を踏まえ、以下の点とすることが合意されている（参考資料 1 「今後の商標審査基準の整備・改正に関する検討事項について」参照）

- I. 新しいタイプの商標の保護の導入
- II. 商標制度における地域ブランド保護の拡充
- III. パリ条約第 6 条の 3 への対応の在り方

2. 当面の検討の進め方

上記 1. (2) の検討事項のうち、施行時期の最も早い²、「II. 商標制度における地域ブランド保護の拡充」に係る審査基準の整備の検討を行う。その中でも、法改正に係る「登録主体の拡充」について、まず検討を行う。

その後、順次、「I. 新しいタイプの商標の保護の導入」、「III. パリ条約第 6 条の 3 への対応の在り方」に係る審査基準の整備の検討をしていくこととする。

¹ 現・知的財産分科会（平成 25 年 7 月の審議会組織見直しにともなう名称変更）

² 法律の公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日

また、ユーザーニーズ等を踏まえた、既存の商標審査基準の在り方についても検討を行う予定である。

3. 検討事項

(1) 報告書を踏まえた検討事項

I. 新しいタイプの商標の保護の導入

「動き」、「ホログラム」、「輪郭のない色彩」、「位置」、「音」の商標について、以下の項目について必要な商標審査基準を整備する。

- ①商標の特定方法
- ②登録要件、不登録事由
- ③商標の類否

II. 商標制度における地域ブランド保護の拡充

①地域団体商標の登録主体について

商工会、商工会議所、特定非営利活動法人を、新たに地域団体商標の登録主体として認める。

②地域団体商標の周知性について

地域団体商標の構成、その商品・役務の種類、その商品・役務の取引慣行、取引者・需要者層、地域の実情等をより考慮した上で、周知性の判断を行うことができるよう、商標審査基準の整備について検討を行う。

III. パリ条約第6条の3への対応の在り方

商標法第4条第1項第3号について、国際機関と関係があると誤認させるおそれのない商標は、本号の対象とならないようにすることによる、商標審査基準の整備について検討を行う。

(2) 既存の商標審査基準のあり方の検討

- ①キャッチフレーズ等を表した商標の取扱いについて
- ②歴史上の人物名からなる商標の取扱いについて
- ③歌手名からなる商標の取扱いについて
- ④類似商品・役務審査基準の掲載方法の見直しについて

4. 今後のスケジュール

- 第1回 ○昨今の商標を取り巻く状況の変化について
○基準WGの今後の進め方
- 第2回 ○地域団体商標の登録主体の拡充及び周知性に関する見直し
- 第3回 ○地域団体商標の登録主体の拡充及び周知性に関する見直し
○新しいタイプの商標の登録要件及び不登録事由に関する見直し
- 第4回 ○地域団体商標の登録主体の拡充及び周知性に関する商標審査基準改定案の決定
○新しいタイプの商標の類否に関する見直し
- 第5回 ○新しいタイプの商標の特定方法に関する見直し
○パリ条約第6条の3への対応の在り方に関する見直し
- 第6回 ○新しいタイプの商標の商標審査基準改定案の策定
○パリ条約第6条の3への対応の在り方に関する商標審査基準改定案の策定
- 第7回 ○新しいタイプの商標の商標審査基準改定案の決定
○パリ条約第6条の3への対応の在り方に関する商標審査基準改定案の決定

凡例：■…法律の成立、公布及び施行

●…基準WG

○…パブリックコメント（パブコメ）

<スケジュール表>

	26年度							27年度
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	
基準WG								
地域団体商標	法律成立 ■	公布 ■	3か月以内		施行 ■			
		●	●	●		周知活動		
		○	パブコメ		○			
新商標	法律成立 ■	公布 ■	1年以内					施行 ■
			●	●	●	●	●	
					○	パブコメ		周知活動
パリ条約	法律成立 ■	公布 ■	1年以内					施行 ■
				●	●	●	●	
					○	パブコメ		周知活動
その他	●							